

広島県告示第二百一号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、重要港湾尾道糸崎港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和六年六月三日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和六年二月二十九日

尾道糸崎港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止区域

津部田地区（その一・その二）

1 区域の範囲

基点一から基点四までの各点を順次結んだ線、基点四から基点五を水際線で結んだ線、基点五から基点六を結んだ線及び基点六から基点一を水際線で結んだ線により囲まれた

区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市向島町の国土地理院四等三角点「牛ヶ口」（北緯三四度二分二九秒三一四二、東経一三三度一〇分一六秒八八〇五、標高三八・〇四メートル）

基点一 基準点から一五〇度一四分一秒の方向六五六・一五メートルの点

基点二 基点一から三四八度三二分二秒の方向四四一・五九メートルの点

基点三 基点二から三度〇六分二七秒の方向八二・〇八メートルの点

基点四 基点三から八三度一九分三六秒の方向一二・〇〇メートルの点

基点五 基準点から一一七度五七分〇一秒の方向四〇〇・五六メートルの点

基点六 基点五から一二四度一四分五七秒の方向一二・七八メートルの点

二 重要港湾尾道糸崎港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物